個	別	(	の	人	権	課	題				-	そども	1				
校				種	高	等学校	Ē.			2	知	識	的	側	面		
対	象	学	年	等	第	2 学年	Ē.	本時に			価値	直的 •	態月	度的化	則面	$\bigcirc$	
教		科		等	子ども	の発達 保育	幸と	3 つ の	側面		技	能	的	側	面		
単		元		名		子どもの福祉と子育て支援											

## 1 単元の目標及び計画

# (1) 単元の目標

児童福祉の理念や関係法規、制度について理解するとともに、近年の子育て支援の施策と社 会的背景との関係について考察し、表現することができる。

#### (2) 単元の計画

1次・・・児童福祉の理念と関係法規・制度(本時を含む)

2次・・・子育て支援

## 2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第3章・第5節家庭・第2款・第5子どもの発達と保育

#### 2 内容

(5)子どもの福祉と子育て支援

ア 児童福祉の理念と関係法規・制度

イ 子育て支援

3 内容の取扱い

内容(5)のアについては、児童福祉に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。イについては、子育て 支援に関する社会的背景を取り上げ、子育て支援施策の概要を扱うこと。

また、「高等学校学習指導要領解説 家庭編 子どもの発達と保育」では、次のように示されています。ア 児童福祉の理念と関係法規・制度について、「児童福祉の基本法である児童福祉法の理念は、単に保護を必要とする児童のみならず、広く次代を担うすべての児童の健全育成が目的とされていることを理解させる。また、例えば、児童憲章、児童の権利に関する条約を取り上げ、児童福祉の基本的な考え方について理解させる。」

## 3 本時の目標

児童福祉の理念とその具現的施策について、児童福祉に関する条約や法律等を基に理解するとともに、近年の児童福祉の理念の捉え方の変化について考え、表現する。

# 4 人権教育との関わり

この単元では、児童福祉や子育て支援に関する学習を通して、個別の人権課題の一つである「子ども」に関連する内容を取り扱います。具体的には、児童憲章で示されている「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる」という児童福祉の理念を理解するとともに、近年、子どもへの保護的な福祉観から、子どもの最大限の発達や権利の保障という、より積極的な児童福祉の考え方に移り変わってきていることに気付くことを大切にしています。

# 5 本時で育てたい3つの側面

知	識	的	側	面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約 や法令等に関する知識
価値	直的	態	度的個		人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度

#### 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
・児童福祉を学ぶことは、子どもの幸せな生活の実現に必要な		
ことけ何かを考えることである		

【課題】児童福祉の理念とはどのような考え方で、どのように具体化されているのだろう。

#### ■学習活動

【1951 年に日本で宣言された児童憲章には、児童福祉の理念がどのように示されているか読み取ろう。】

- ・児童憲章は、すべての子どもの幸福をはかるために定められており、日本国憲法の精神に従って、憲章の冒頭で次の三つの理念が示されている。
- ・「児童は、人として尊ばれる。」「児童は、社会の一員として 重んぜられる。」「児童は、よい環境の中で育てられる。」

#### ■学習活動

【このような児童福祉の理念を実現するためにどのような法律が整備されているのか確認しよう。】

- ・児童福祉の理念の実現のために、児童福祉法をはじめとして 六法が整備され、「児童福祉六法」と呼ばれている。
- ・児童福祉法は、次世代の担い手である子どもの健全な育成及 び福祉の積極的増進という基本精神を定めている。
- ・その他には、児童扶養手当法、母子及び父子並びに寡婦福祉 法、母子保健法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、 児童手当法がある。
- ・各法律において、それぞれが相互の内容を補完・補強しあい ながら、児童福祉の理念が図られている。
- ・現代社会の課題に対応するため、さらに児童虐待防止法や児 童買春禁止法等の新しい法律を整備するなどして、児童福 祉の充実が図られている。

【まとめ】児童福祉の理念とは「児童は、人として尊ばれ、 社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられ る」存在であるという考え方であり、児童福祉六法等の法 律を整備して、この理念の実現を図っている。

# ■学習活動

【1989 年に国連総会で採択された子どもの権利の条約には、 子どもの福祉の考え方がどのように示されたのだろう。】

・保護を受けるなど受動的権利だけでなく、意見を表明する権利や思想・表現の自由などの能動的権利を重視し、子どもを権利の主体として捉えようとする考え方が示された。

【近年,児童福祉の考え方はどのように移り変わってきているのだろう。】

- ・従来の児童福祉は「弱いから守る」という保護的な福祉観であり、「child welfare」と表現されていた。
- ・近年は、「権利を行使する主体的な存在」として子どもを捉えるようになってきており、これは「child well-being」と表現されており、「well-being」とは、「助ける」ではなく「よりよい状態になることを目指す」という意味である。

# 【知識的側面】

・憲法や関係する国内 法及び「世界人権宣言」 その他の人権関連の主 要な条約や法令等に関 する知識

#### 【指導上のポイント】

・児童福祉法,児童憲章及び児童の権利条約において,すべての児童は一人の独立した人格をもった人間として認められ,健全に育成されることが保障されていることに気付かせる

○資料「児童憲章(抜 粋)」

○資料「児童福祉六 法(抜粋)」

## 【知識的側面】

・人権の発展・人権侵 害等に関する歴史や現 状に関する知識

# 【指導上のポイント】

・子どもの存在の捉え 方が、より積極的に権 利の主体として捉える 方向に移り変わってき ていることに気付かせ る。

○資料「児童の権利 に関する条約(抜 粋)」

#### 【価値的·態度的側面】

・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度

## 【指導上のポイント】

・新しい福祉観がもつ意義を踏まえて、自分との関わりの中でできることを考えさせる。

個	別	(	の	人	権	課	題	同和問題											
校				種	月	、学校			知	識	的	側	面	0					
対	象	学	年	等	第	6 学年		本時に関わる3つの側面	価イ	直的	• 態	度的	側面	$\circ$					
教		科		等	7	社会			技	能	的	側	面						
単		元		名		町人の文化と新しい学問													

## 1 単元の目標及び計画

#### (1) 単元の目標

- ア 歌舞伎や浮世絵,国学や蘭学について、資料を通して情報を適切に読み取り、まとめる活動を通して、町人の文化が栄え新しい学問がおこったことを理解する。
- イ 人物の働きなどに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、歴史の展開を考え表現するとともに、我が国の歴史や伝統を大切にしていこうとする態度を養う。
- (2) 単元の計画
  - 1次・・・江戸や大阪のまちと人々のくらし
  - 2次・・・新しい学問・蘭学と国学の発展(本時を含む)

## 2 学習指導要領等の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各学年の目標及び内容・〔第6学年〕

#### 2 内容

- (2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - ア 次のような知識及び技能を身につけること。その際、我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、大まかな 歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。
  - (ク) 歌舞伎や浮世絵, 国学や蘭学を手掛かりに, 町人の文化が栄え新しい学問がおこったことを理解すること。
  - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (7) 世の中の様子,人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して,我が国の歴史上の主な事象を捉え,我が国の歴史の展開を考えるとともに,歴史を学ぶ意味を考え,表現すること。

また、「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編」の第3章第4節の「第6学年の目標及び内容」では、「例えば、歌舞伎や浮世絵の作品、『解体新書』や日本地図などの学問の成果などを資料で調べ、それらをまとめることが考えられる。ここでは、当時の作品などの資料から文化や学問に関する情報を適切に読み取る技能、調べたことをまとめる技能などを身に付けるようにすることが大切である。」と示されています。

#### 3 本時の目標

杉田玄白らが取り組んだ「解体新書」の作成について資料で調べ、その苦労や成果等を理解するとともに、蘭学を学んだ人々の活動がその後の社会に与えた影響について考え、表現する。

#### 4 人権教育との関わり

この単元では、歌舞伎や浮世絵の作品や国学や蘭学などの新しい学問の成果などについて調べ、江戸時代に栄えた町人の文化の特色や新しい学問を生み出した人物の業績などについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「同和問題」に関連する内容を取り扱います。具体的には、杉田玄白らが見学した人体の解剖を行ったのは江戸時代の身分制度のもとで百姓や町人からも差別された人々であり、その人々の優れた解剖の技術や知識がその後の医学の発展につながったことについて理解することを大切にしています。また、新しい学問を学ぶ中で、広い視野をもち、自分で確かめて判断しようとする人々が現れたことが社会の発展につながったことに気付かせることも大切にしています。

# 5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 価値的・態度的側面 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

# 6 本時の学習過程

6 本時の学習過程		
学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<ul> <li>・江戸時代に鎖国を続けていた日本では、ヨーロッパの新しい知識や技術を学ぶことがとても難しかったことを確認する。</li> <li>・江戸時代の中頃になると洋書を輸入することができるようになり、西洋の学問を学ぶ人々が出てきたことを説明し、「ターヘルアナトミア」の写真を提示して本時の学習への関心を高める。</li> <li>・ヨーロッパの新しい知識や技術は、オランダを通じて日本に伝わったので、「蘭学」とよばれていた。</li> </ul>		<ul><li>○資料「ターヘルアナトミア」の写真</li></ul>
【課題】杉田玄白や前野良沢らは、なぜ苦労してまでオランダ語の医学書である「ターヘルアナトミア」を翻訳し、「解体新書」を著したのだろう。		
<ul> <li>■学習活動 【杉田玄白らはどのようなきっかけで翻訳しようと決意したのか資料から読み取ろう。】</li> <li>・杉田玄白や前野良沢らは当時の医者であった。</li> <li>・1771年に「ターヘルアナトミア」というオランダ語で書かれた医学書を手に入れたが、オランダ語が解らず辞書もなかったため、全く読めなかった。</li> <li>・図に描かれていた人体の構造は、それまで自分たちが見たり読んだりしたものとは全く異なっていた。</li> <li>・二人は実際に人体の解剖に立ち会い、オランダの医学書がとても正確であることに驚いた。</li> <li>・この時、実際に解剖して人体の構造を説明したのは、当時の身分制度の下で百姓や町人からも差別された人であった。</li> <li>・医者としての自分たちが人体の本当の姿を知らずにいたことに気付き、「ターヘルアナトミア」を翻訳すれば正確な知識を習得でき、治療に役立つと考えた。</li> <li>・詳しいオランダ語の辞典もない中で、医学用語の日本語訳に苦労しながら作業を進め、約3年半かけて「解体新書」として完成させた。</li> <li>【まとめ】杉田玄白や前野良沢は解剖を見学した際に、医者多くが間違っていたこととオランダ語の医学書の正確さがれてるために苦労してでも翻訳し、「解体新書」を著した。</li> </ul>		<ul><li>○資料「蘭学事始」の 抜粋</li><li>○資料「当時使われて いた解剖図」と「ター ヘルアナトミアの解 剖図」</li><li>○資料「解体新書」の 解剖図</li></ul>
A		

# ■学習活動

【杉田玄白らの活動は社会にどのような影響を与えたのだろう。】

- (例) 本格的に西洋医学が日本に導入されるようになった。
- (例) 医学以外にも様々な学問の新しい知識や技術が日本に 紹介されるようになった。
- (例) 物事を科学的に探究したり、世界に目を向けて社会の 在り方を考えたりしようとすることが大切であることに 人々が気付くきっかけとなった。

# 【価値的·態度的側面】

・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

# 【指導上のポイント】

・蘭学を学ぶ中で、広い視野をもち、自分で考え判断しようとした人々の活動が、日本で新しい技術や知識が普及するきっかけとなったことを確認する。

個	別	(	の	人	権	課	題	HIV感染者・ハンセン病患者等											
校				種	F	中学校				知	識	的	側	面	0				
対	象	学	年	等	第	3学年			る面	価値	直的	• 態	度的,	側面	$\bigcirc$				
教		科		等		社会			Щ	技	能	的	側	面	$\bigcirc$				
単		元		名		日本国憲法と人権													

#### 1 単元の目標及び計画

- (1) 単元の目標
  - ア 個人の尊厳と人権の尊重の意義について国民と憲法との関わりを中心に理解を深める。
  - イ 法の支配の考え方や立憲主義に基づく政治の意義について多面的・多角的に考察し、現代社会に見られる課題について公正に判断する力を養う。
  - ウ 現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、 国民主権を担う公民として、協力し合うことの大切さについて考えようとする態度を養う。
- (2) 単元の計画
  - 1次・・・日本国憲法と基本的人権(本時を含む)
  - 2次・・・これからの人権保障

#### 2 学習指導要領等の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各分野の目標及び内容〔公民的分野〕

- C 私たちと政治
  - (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意,効率と公正,個人の尊重と法の支配,民主主義などに着目して,課題を追究したり解決したりする活動を通して,次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
- (7)人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。
- (4) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。
- (ウ)日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。
- (エ)日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

# 3 本時の目標

人権の尊重の意義について憲法の役割と基本原則の考え方を中心に理解を深めるとともに, 資料から現代の社会的事象に関する情報を収集し, 自分の考えをまとめ, 表現する。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の役割や人権の尊重の意義について学習する中で、個別の人権課題の一つである「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関連する内容を取り扱います。具体的には、国が過去に進めたハンセン病政策が引き起こした人権侵害の問題や、患者等の名誉回復・社会復帰等への国の取組について正しい知識を身に付けることを通して、個人尊重の原理に基づき一人一人の基本的人権が尊重されなければならないという日本国憲法の基本原則の考え方について理解を深めることを大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

					人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識								
知	識	的	側	面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約								
					や法令等に関する知識								
価値	直的·	態度	的修	画	人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度								
技	能	的	側	回	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性								

学習過程等 人権教育との関わり等 資料等

【課題】日本国憲法の基本原則の一つである「基本的人権の尊重」の考え方の基礎にはどのような原理があるのか、国が過去に進めたハンセン病政策を事例として考えてみよう。

#### ■学習活動(個人→グループ)

【資料を読み、ハンセン病について基本的なことをプリントにまとめ、発表し合おう。】

- ・ハンセン病とは、らい菌に感染することで起こる感染症だが、感染力が弱くとてもうつりにくい病気である。
- ・たとえ感染しても現在の日本ではほとんど発病しない。
- ・明治時代から全国で患者の施設への隔離政策が進められた。
- ・1940 年代には有効な薬が開発され治療法が確立したが、国 による患者の隔離政策は継続され、患者やその家族への偏 見や差別の助長につながった。
- ・1996年に「らい予防法」が廃止されるとともに、2001年に は熊本地裁で原告勝訴の判決が下された。
- ・国は控訴しないことを決め、総理大臣談話を発表し、問題 の早期解決に取り組む決意を表明した。

#### ■学習活動

【なぜ国は控訴することをやめたのだろう。】

・長きに渡って人間らしい生活を奪われてきた患者や家族等の状況をこれ以上引き延ばすことはできず、問題を早期に解決することが必要であると、国が判断したため。

## ■学習活動

【熊本地裁判決の一部を読み、「らい予防法」の隔離規定の「違 憲性」とは具体的に何を指しているのか考えよう。】

- ・「違憲」とは日本国憲法の規定に違反していることである。
- ・憲法とは国の最高法規であり、国の政治の基本的な在り方 が定められている。
- ・日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」という個人尊重の原理に基づき、私たちの様々な人権を保障しており、これが「基本的人権の尊重」の基礎である。
- ・「らい予防法」に基づき国が行った患者への施設入所政策が、 多くの患者を個人として尊重せず、自由で人間らしい生活 を奪ったことは、「基本的人権の尊重」に反しており、判決 にある「違憲性」とはこのことである。

○資料「ハンセン病 の向こう側(厚生労 働省)」

# 【知識的側面】

・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識

#### 【指導上のポイント】

・ハンセン病についての正しい知識を確認する とともに、隔離政策の歴史、国の対応や現在の 取組等を説明する。

## 【技能的側面】

・他者の痛みや感情を共感的に受容できるため の想像力や感受性

#### 【指導上のポイント】

・資料にある施設入所者やその家族の手記等を 読み、それらの人々が強いられてきた生活の過 酷さに気付かせる。

#### 【知識的側面】

・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」 その他の人権関連の主要な条約や法令等に関 する知識

#### 【指導上のポイント】

・憲法とは国や地方公共団体が守るべき法規であることを確認するとともに、基本的人権の具体的な学習に入る前に、基本原則の一つである「基本的人権の尊重」の根底には「個人の尊重」の考え方があることに気付かせる。

【まとめ】「基本的人権の尊重」の考え方の基礎には、私たち一人一人は自由で人間らしく生きていく個人として尊重される存在である、という個人尊重の原理がある。

# ■学習活動 (グループ)

【問題の解決に向けて法律等が整備されても、今もなお患者 や家族への偏見等が残っているのはなぜか考えてみよう。】 (例) 正しい知識を身に付けようとせず、過去の国の誤った 政策に影響され、今も偏見のある理解にとどまっている 人がいるのではないか。

・日本国憲法ではどのような基本的人権が保障されているのか、次回の授業で具体的に確認しよう。

## 【価値的·態度的側面】

・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度

#### 【指導上のポイント】

・正しいことは何かを自分で考えて判断することが大切であり、一人一人の責任ある行動につながることに気付かせる。

# 「特別活動」の事例

個	別	の	人	権	課	題	インターネットによる人権侵害											
校			種	特別	支援学	校						知	識	的	側	面	$\bigcirc$	
対	象 学	4 年	等	高等	部全学	年	3	つ	の	側	<b>」</b> 面	価値	直的。	態	度的信	則面	$\circ$	
教	乔	4	等	特	別活動	<del>ի</del>						技	能	的	側	面	0	
内	茗	F	等		生徒会を中心としたSNSの安全な利用についての取組													

# 1 目 標

学校の人権教育の目標は「自己と他者の思いを受け止め、大切にできる児童生徒の育成」であり、 高等部の特別活動の重点目標は「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸 長を図る。」「集団や社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を養う。」 「自分のことを知り、生き方を考える力を養う。」の3点としています。

## 2 概 要

高等部の生徒の約半数が様々な公共交通手段を用いて自力で通学しており、その際の安全を確保するため、携帯電話等の校内への持ち込みを認めています。学校で決められた携帯電話等を使う際のルールを各家庭で確認したうえで学校に申請し、校内では専用のロッカーに電源を切って保管しています。

生徒会では、日常生活で生じるSNSを介した人間関係のトラブルをなくしたいと考え、生徒会執行部が中心となってSNSの安全な利用の方法についての意見交換会や生徒集会を開催し、問題が起こったときの解決方法だけではなく、人間関係におけるコミュニケーションの重要性や、相手の立場に立って考えられる想像力をもつことの大切さについて考える機会をもちました。

# 3 指導計画

- (1) 通信事業会社の専門家を招聘したSNSの安全な利用に係る講習会(1時間)
- (2) 生徒会執行部と希望生徒によるSNSに関する意見交換(2時間)
- (3) 生徒会執行部による意見集約(2時間)
- (4) 生徒集会での発表(1時間)

# 4 人権教育との関わり

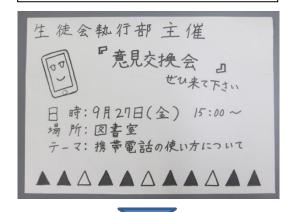
「インターネットによる人権侵害」は、「人権教育・啓発に関する基本計画」で示されている個別の人権課題の一つです。本実践では、携帯電話やスマートフォンを使用する日常生活で実際に起こっていることに基づいて、生徒自身が問題意識をもち、生徒会執行部が中心となって全校生徒で取組を進めています。本実践では、直接の会話に比べてSNS上の会話で誤解が生じやすくなる理由を考えさせたり、SNSを通したやりとりの中では相手が置かれている状況を想像しようとする意識が低くなってしまうことに気付かせたりするなどして、相手を傷付けるやりとりになっていないかを各自で冷静に考え判断できる力を育む工夫した取組となっています。

3つの側面については、次のような内容を育成することができると考えられます。

価値的・態度的側面 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度 技能的側面 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能

# 5 実際の様子と生徒の感想

意見交換会の様子







# 全校集会での発表の様子



生徒会執行部が啓発ポスターを作成して,校内に掲示しました。大切なメッセージを全校生徒で共有します。



みんな熱心に議論しています。「相手に分かりやすい言葉で伝えることが大切」「相手のことを考えて連絡するべき」「困ったことがあればすぐに相談しよう」など、積極的に意見を出し合いました。

## ■■■ 3つの側面との関わりが見られる生徒等の感想(抜粋)より ■■■

# 【価値的・態度的側面】

・全校集会の発表がとても見やすくわかりやすかった。SNSのことを考えていくと、顔を合わせて直接会話することの大切さに気付いた。

# 【技能的側面】

- ・特にSNS上でのあいまいな表現は誤解を招き、ときには相手を傷付けてしまうことがあることがわかったので、きちんと伝えていこうと思う。
- ・自分と同じような思いや悩みをもっている人が多いことがわかったので、何か困ったことがあれば先生や友達に相談してみようと思った。
- ・相手のことを考え、良いこと・悪いことを自分でしっかり考え、判断する力が必要だと思った。